

【別紙】

学校行事の実施条件（大田区版）

令和2年7月29日版
大田区教育委員会

以下の条件を満たす場合に限り、当該学校行事の開催を可とする。
ただし、感染状況等を鑑み、必要に応じて別途通知する。

1 屋外で行う学校行事

【運動会・体育祭】

<競技等について>

- ・開閉会式での児童・生徒の整列、児童・生徒による応援等については、一度に多人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。
- ・児童・生徒の「密集する活動」「近距離で組み合ったり接触したりする活動」「向かい合っての発声が生じる活動」は実施しないよう競技や演技方法について工夫すること。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に消毒を行うとともに、児童・生徒は手洗いを行うこと。
- ・感染リスクを避けるために、児童・生徒の間隔を1メートル程度確保すること。また、競技中は、マスクを着用しなくてもよいが、応援中はマスクを着用すること。

<保護者の参観について>

- ・参観する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・保護者等の参観者については、三密とならないよう1メートル程度の間隔をとること。
- ・保護者等に対しても、事前の検温、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

<昼食>

- ・昼食前には、手洗いを徹底すること。
- ・可能な限り広い会場で、座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・対面で食事をすることは避けること。

2 屋内で行う学校行事（展覧会・学芸会・学習発表会・音楽会・合唱コンクール）

【展覧会】

<作品作り>

- ・「児童・生徒が、1メートル以内で対面形式となるグループワーク」は、実施方法を工夫し、感染防止に努めること。

<参観の方法>

- ・鑑賞する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・鑑賞する際は、鑑賞する人数を制限し、1メートル程度の間隔をとること。
- ・保護者等に対しても、事前の検温、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

【学芸会・学習発表会】

<当日までの練習>

- ・児童・生徒が1メートル以内で対面形式となる練習を行わないこと。
- ・小グループやパートごとの分散した練習を基本とし、学年の全児童・生徒が集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。

<当日の運営について>

- ・狭い空間に多人数で待機することができないようにすること。

<児童・生徒・保護者の鑑賞について>

- ・鑑賞する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・1時間に1回以上、会場の換気を行うこと。
- ・保護者等に対しても、検温、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

【音楽会・合唱コンクール】

<当日までの練習>

- ・「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」については、向き合うことがないようにし、1メートル程度の間隔をとること。
- ・小グループやパートごとの分散した練習を基本とし、学年の全児童・生徒が集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。

<当日の運営について>

- ・狭い空間に多人数で待機することができないようにすること。

<児童・生徒・保護者の鑑賞について>

- ・参観する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・1時間に1回以上、会場の換気を行うこと。
- ・保護者等に対しても、検温、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

3 保護者等の参加をねらいとした行事

【学校公開・道徳授業地区公開講座等】

<事前周知・受付について>

- ・地域の方等の参加も可とし、案内の通知に、「マスクの着用」「当日の検温」「留意事項」について明記し、事前に周知すること。
- ・参加者名簿に必ず記名いただき、検温したことを確認するまたは、その場で検温すること。

<保護者等の参観について>

- ・参観する際には、原則としてマスクを着用すること。
- ・保護者等に対しても、検温、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・参観できる人数を制限するなどして、子どもとの距離を1メートル程度確保するとともに、保護者同士も1メートル程度の間隔を確保すること。

【保護者会】

<事前周知>

- ・案内の通知に、「マスクの着用」「当日の検温」「留意事項」について明記し、事前に周知すること。
- ・参加者名簿に必ず記名いただき、検温したことを確認するまたは、その場で検温すること。

<懇談会>

- ・可能な限り広い会場で行い、座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・1時間に1回以上、会場の換気を行うこと。

4 移動を伴う行事

【生活科見学・社会科見学・遠足】

<事前確認について>

- ・訪問先の感染状況及び感染防止対策の情報を収集し、不安な場合は、指導課と相談すること。

<公共交通機関の利用について>

- ・やむを得ず、公共交通機関を利用する場合には、「マスクを着用する」「降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う」「顔をできるだけ触らない」「触った場合は顔を洗う」などして、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。
- ・可能な限り乗客が少ない時間帯に利用するよう配慮すること。

<バスの乗車について>

- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ・乗車前の手洗い及び手指消毒、乗車中のマスクの着用を徹底すること。
- ・座席は、可能な限り座席の間隔を空け、それが難しい場合は、会話を控えること。
- ・バスは、運行状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。

<昼食>

- ・昼食前には、手洗いを徹底すること。
- ・可能な限り広い会場で、座席の間隔を1メートル程度とるように座席を配置すること。
- ・対面で食事をすることは避けること。

5 その他

<児童・生徒の参加及び出席について>

- ・学校公開日等の開催に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や保護者から感染の不安により当日の出席を控えたい旨の相談があった場合等は、出席を強制せずに、児童・生徒や保護者の意向を尊重すること。その際、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。